

◆事業名 : 相談窓口強化事業

◆東京都杉並区（保健福祉部子育て支援課）

◆キーワード：『子ども家庭支援センターに就業支援専門員を配置』

◆事業ポイント

○自立支援プログラム策定員が就業支援専門員を兼務し、経験を活かした支援を実施。

○区役所に隣接している「子ども家庭支援センター」に就業支援専門員を配置しているため、相談しやすく、庁内の関連部門との連携も取り易い。

○相談は、平日 19 時まで、土曜日にも相談対応しているので、利用者が来やすい体制。

◆事業の概要

項目	内容
①世帯数	301,589 世帯 (H25 年度末)
②児童扶養手当受給者数	2,942 世帯 (H25 年度末)
③開始時期	平成 26 年 4 月 1 日
④母子・父子自立支援員	5 人 (正規職員・常勤)、月～金、福祉事務所 4 人、支援センター 1 人
⑤就業支援専門員	1 人 (若年嘱託・非常勤)、月～土 (月間 16 日勤務)、支援センター
⑥事業内容	就業相談、ハローワークと連携した就労自立支援、資格取得相談等
⑦事業実績 (H26 年度)	相談件数 : 58 件 (実件数)、151 件 (延件数)、就業した者 10 件
⑧事業費 (H26 年度)	約 320 万円 (人件費、交通費等雑費、チラシ等関連経費)

※平成 26 年度の事業実績は、1 月末現在

◆事業経緯

杉並区では平成 19 年度から行っている、ひとり親に対する「自立支援プログラム策定事業」に従事している自立支援プログラム策定員が、就業支援専門員を兼務する形で、平成 26 年度から「相談窓口の強化事業」としてスタートしている。

◆母子・父子自立支援員、就業支援専門員

母子・父子自立支援員は、全て常勤の正規職員、区の福祉事務所に 4 人、子ども家庭支援センターに 1 人、合計 5 人配置しているが、このうち、子ども家庭支援センターの支援員が、就業支援専門員を兼務している。

◆配置に当たっての工夫

既に子ども家庭支援センターに配置されていたプログラム策定員が、就業支援専門員と兼務することで、これまでの経験や実績を活かせることができ、効果的・効率的な事業実施ができると考えた。

就業支援専門員を区役所に隣接する子ども家庭支援センターに配置することにより、区役所内の関連部署や、近隣にある就労支援センターとの連携を図りながら、必要に応じて利用者への同行支援を行う等、ひとり親に対して、よりきめ細かな支援ができるようになった。

また、相談時間については、多くの相談が受けられるよう、土曜日を含む平日午前 8 時 30 分から午後 7 時までローテーションで対応を行っている。

◆具体的な取組状況

従来からの「自立支援プログラムの策定」に加え、就業支援を一体的に取り組むことにより、相談事業がより効果的に行えるようになっている。

離職期間の短い人等、求職活動に直ちに取り組める人については、マザーズハローワークの担当者を引き継ぐが、ひとり親になる以前が専業主婦等就労していなかった人や、離職期間が長い人については、まず就業支援専門員が職歴や就業について十分な聞き取りや相談を行い、必要に応じて

職務経歴書の書き方や模擬面接、履歴書の写真の撮り方等の助言などを行う。

ひとり親からの母子・父子自立支援員への相談には、生活に関する悩みや困りごとの相談だけでなく、今後の生活基盤の確保をどうすれば良いかという相談も多い。

◆連携状況

[区内関係部署との連携]

本区では「産業振興センター」に就労支援の担当部署があり、(公財)東京しごとセンターと共催で「女性のための再就職セミナー」を年に1~2回(参加者40~50人)開催し、面接のポイント・職務経歴書の書き方・就職準備等の内容で実施している。ひとり親単独を対象とした講座ではなく、関係機関との共催でひとり親にも参加を呼び掛けている。セミナーの周知については、広報・ホームページ、区内関係機関及び近隣区へのチラシ配布、東京都のホームページ掲載等で募集を行っている。

また、ハローワークを併設し、主に35歳までを対象として、就業に向けた準備講座など就業支援を実施している「杉並区就労支援センター」を案内することで、身近な場所で求人情報の検索や、就労に必要な支援につなげている。なお、平成27年4月から生活自立支援窓口として「くらしのサポートステーション」を開設し(運営は社会福祉協議会に委託)、住居、家計管理、就業等について連携して支援を図る予定である。

その他、就業の前段階として子どもを保育園に預ける必要がある場合には「保育課」、住宅の問題があれば「住宅課」と連携している。

[地域関係機関との連携]

マザーズハローワーク(渋谷)の担当者へは、必要に応じて個別の相談をつないでいる。また、離職期間が長い人に対しては、東京都ひとり親家庭支援センター「はあと」で実施している勤務時間の感覚を取り戻すことを目的とした講座やハローワーク職業訓練などを案内している。

◆周知活動

主に、区の広報紙やホームページにおいて周知を行っている。区広報紙には、年に1回特集を組んでひとり親家庭に対するサービスの紹介を掲載

しているほか、就業支援専門員や母子・父子自立支援の業務紹介等を年数回掲載している。

その他、就業支援に特化したチラシや、ひとり親サービス全般についてのパンフレットを作成し、子ども家庭支援センターや福祉事務所、保育課や区民課など、ひとり親が主に利用する窓口で配布している。

[チラシ]

ひとり親家庭のお母さん・お父さんの
就労を支援します!

就労自立をめざすひとり親家庭の
お母さん・お父さんのために、
ひとり親自立支援プログラム策定員
(就業支援専門員兼務)が、ご相談をお受けします。

- ★ ご本人の状況にあった総合支援の中で就労自立を応援します。
- ★ ハローワークと連携して就労自立を支援します。
- ★ パソコンスキルやヘルパー資格取得に関するご相談をお受けします。
- ★ 杉並区ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金のご相談をお受けします。
- ★ 杉並区ひとり親家庭高等技能訓練促進費のご相談をお受けします。

◆お問合せ先◆
杉並区子ども家庭支援センター
(裏面地図を参照ください)
担当：ひとり親自立支援プログラム策定員
(就業支援専門員兼務)
☎ 03-5929-1902

出典：杉並区

◆支援対象者の把握

子ども家庭支援センターや福祉事務所での子どもや家庭に関しての相談・支援時や、ひとり親が各種手続き等で窓口を訪れた場合、その他戸籍の届出や保健センター事業などで訪れた際に支援対象者を把握した場合に、就業支援専門員につないでいる。

◆事業実績

平成26年度(平成27年1月末現在)の相談件数は、実件数で58件、延べ件数で151件となっており、支援を受けて就業した者は10件である。

◆当事業への意見や考え方

就業に向けた相談者の中には、生活面や精神面の悩みや問題を抱えている人も多いため生活支援や医療など、関係機関との密接な連携のもと、相談者に寄り添ったきめ細かな支援が必要である。

また、利用者同士の紹介による相談者も多いことが、当事業の広がりが期待できると考えている。

◆現状の課題と今後の目標

最近では求人が増え、非常勤であれば比較的就職し易い状況となっていることもあって、職業訓練や高等職業訓練促進給付金を活用して就職につなげていく人が減少傾向にある。

しかし、長期的な生活基盤の安定を考えた場合、常勤雇用となり安定した収入を得ることは重要であり、そのためには資格取得は有効であることから相談者が資格取得を希望していない場合も、資格取得の提案もしながら就業支援を行っている。

また、心身に不調を抱えていたり、高等学校卒業資格が無いなど、就業に向けた阻害要因を抱えている人も多い。まずは、こうした阻害要因を除去できるよう、個々の状況に応じたきめ細かな支援に取り組んでいく必要がある。

今後は、この事業をより広く知ってもらえるよう、区民や関係機関へのさらなる周知を行い、ひとり親の就業支援につなげていきたい。

◆杉並区子ども家庭支援センター(パンフレット)

お父さん・お母さんへ

子育てが思いどおりにいかずにイライラしてしまう、疲れがたまるとばかりで子どもを可愛く思えない、こんなことでは親失格だと落ち込んでしまう・・・そんな気持ちになるのはあなただけのことではありません。一人で悩まず、お電話ください。



ゆうライン(相談専用窓口)
5929-1901
 月曜～土曜の午前9時～午後7時
 (祝日・年末年始を除く)

★電話または来所で相談できます。
 ★専門相談をご案内する場合があります。
 ・子どものこころの相談(担当:児童精神科医)
 ・家族相談(担当:家族心理士)

子どもたちへ

自分のこと、友達のこと、親のこと・・・イヤなことやつらいことってありますよね。整理がつかないまま抱え込んでいませんか。そんな時はゆうラインに相談してみよう!



子ども家庭支援センター案内図



交通機関

- ★東京メトロ丸ノ内線 南阿佐ヶ谷駅下車 徒歩2分
- ★JR阿佐ヶ谷駅下車 徒歩8分

住所

〒166-0004 杉並区阿佐谷南1-14-8
 電話 5929-1902
 5929-1901(ゆうライン 相談専用窓口)
 FAX 5929-1903

杉並区 子ども家庭支援センター のご案内



子ども家庭支援センターは子どもと家庭に関する総合相談窓口です。子どもと家庭を応援するためにいろいろな事業を行っています。

＊開設時間＊
 月曜日～土曜日
 午前8時30分～午後7時
 (祝日・年末年始を除く)

平成26年3月作成
杉並区保健福祉部子育て支援課子ども家庭支援係

子育て支援サービス

★子どもショートステイ

保護者の方が病気、出産、育児疲れなどで一時的にお子さんを養育できない時に、区内の児童養護施設、乳児院で宿泊でお預かりします。

- 対象 0歳から12歳
- 期間 1回7日以内
(年度内の合計は、子ども一人につき28日以内)
- 申込み・問い合わせ先
ゆうライン 5929-1901



★ひとり親家庭への支援

母子自立支援員やひとり親自立支援プログラム策定員等が支援します。

- ★ひとり親相談
- ★就労支援
- ★ひとり親家庭休養ホーム
- ★ひとり親家庭等ホームヘルプサービス
- ★母子福祉資金の申請案内等

●相談・問い合わせ先 5929-1902

★産前・産後支援ヘルパー

産前・産後の家事や育児の支援が必要なご家庭を、ヘルパーが訪問する子育て支援サービスです。区内NPO法人に委託しています。

- 申込み・問い合わせ先
ゆうライン 5929-1901



★ファミリーサポートセンター

短時間のお子さんの預かりや送迎等を行います。援助を希望する利用会員と、援助を提供する協力会員との相互援助事業です。杉並区社会福祉協議会に委託しています。

- 申込み・問い合わせ先
杉並区社会福祉協議会内
杉並ファミリーサポートセンター
5347-1021



★訪問育児サポーター

1歳未満のお子さんのいる家庭を区民サポーターが3回まで訪問し、お話を聞いたり育児の仕方を一緒に考え、一緒に行います。杉並区社会福祉協議会に委託しています。

- 申込み・問い合わせ先
杉並区社会福祉協議会 5347-1018



児童虐待への対応

児童虐待について地域や関係機関からの連絡・相談に対応します。「おやっ?」と思ったら、子ども家庭支援センターに心配な思いを連絡してください。連絡をいただくことが子どもや保護者への支援につながります。地域ぐるみで子育てを支えましょう。



相談・連絡先

杉並区 子ども家庭支援センター
5929-1902
 月～土曜日(祝日・年末年始を除く)
 午前8時30分～午後7時

緊急・夜間

平日(午前9時～午後5時)
 東京都杉並児童相談所 5370-6001
 上記以外の土日祝日・夜間
 東京都児童相談センター 5937-2330

警察 110番
 杉並警察署 3314-0110
 荻窪警察署 3397-0110
 高井戸警察署 3332-0110

平成26年3月作成
杉並区保健福祉部子育て支援課子ども家庭支援係

出典：杉並区